

日本民家園ふるさと納税受納に関する事務取扱要綱

(29 川教民第 238 号 平成 30 年 3 月 31 日 教育次長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、日本民家園が所掌する事業に対し、個人から寄せられる寄附受納について、川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱に定めるもの（ふるさと納税による寄附金の受納事務等のうち、民間ポータルサイトを經由して申し出が行われるものを除く。）のほか、必要な事項を定める。

(申込み)

第 2 条 寄附者は、川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱に定める川崎市ふるさと納税申出書（第 1 号様式）を提出する。

(受納の決定)

第 3 条 受納の決定は、川崎市事務決裁規程（昭和 41 年 4 月 25 日訓令第 8 号）の定めるところによる。

(受納書)

第 4 条 受納書は領収書をもってあてる。

(寄附者への謝意)

第 5 条 寄附者への謝意については、市長名の礼状（礼状様式）をもって行う。

2 次に掲げる場合においては、市長名の礼状の他、感謝状（感謝状様式）を贈呈することができる。

- (1) 1 回に 100,000 円以上の寄附金のとき。
- (2) 数次にわたる寄附金の額が 100,000 円に達したとき。
- (3) その他特に必要と認めるとき。

3 礼状又は感謝状は、その都度贈呈するものとする。

(事務の所管)

第 6 条 受納にかかわる事務は、日本民家園等において行う。

(報告)

第 7 条 受納後は、処理経過、結果等について、寄附受納報告書を教育次長に提出する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるものの他、受納に関して必要な事項は、教育次長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。